

趣味のはなし



梅雨のシーズンとなりました。中々外で遊べない時期です。私は割と色々な趣味に少しずつ手を出しているのですが、どちらかというインドアの趣味が多く、外で遊べないときに家に籠って色々やるのが好きです。最近では、プラモデルを作ることが多く、夜な夜なパーツを切り出し、カッターで切り後を削って組み立てています。単純作業なのですが、集中すると時間を忘れてしまいます。塗装など本格的なことはやらないのですが、雨が降るのを眺めながら楽しくゆっくり作成しています。

(孝志洋)



【令和6年度税制改正】交際費等の損金不算入制度の見直し

令和6年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に上げられました。また、交際費等の損金不算入制度(接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例を含む。)について、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度までその適用期限が延長されることになりました。

【改正前】交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準

1人当たりの飲食費等 ≤ 5,000円

【改正後】

1人当たりの飲食費等 ≤ 10,000円

※令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。なお、その事業年度終了日における資本金の額が1億円超100億円以下である法人については飲食費等の50%を超える部分の金額、100億円超である法人については飲食費等の全額が損金不算入となります。

		改正前	改正後
損金不参入制度の適用期限		2024年(令和6年)3月31日までに開始する事業年度	2027年(令和9年)3月31日までに開始する事業年度
交際費等から除かれる飲食費等		一人当たり5,000円以下の飲食費等(※3)	<u>一人当たり10,000円以下の飲食費等(※3)</u>
損金算入額	中小法人以外	飲食費等(※3、4)の50%を損金算入	左記同様
	中小法人(※1)	① 定額控除限度額(年800万円)まで損金算入(※2) ② 飲食費等(※3、4)の50%を損金算入 →上記①と②は選択	左記同様

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいう。
 (※2) 定額控除限度額(年800万円)を超える金額については、全額損金不算入となる。
 (※3) 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれない。
 (※4) 資本金の額等が100億円を超える法人については飲食費等の全額が損金不算入となる。

資産税係 自社株の分散対策

自社株は分散していない方が、会社経営上は円滑と言えます。

しかし、1990年の商法改正以前に設立された会社は「7人の発起人」が必要であったため、そのまま株式が分散しているケースがあります。また、相続対策として子供や孫たちに株式贈与を繰り返し、多数の株主が存在するケースもあります。

分散した自社株を集約するための対策として下記のような方法があります。



(1) 取得条項付株式の活用

定款に「株主に相続が発生した場合には、取締役会決議に基づき法人が相続人から当該種類株式（取得条項付株式）を強制取得できる。なお、売買価格は…の計算式による。」などと規定する方法です。この定款規定を設定するには、株主総会の特別決議に加え株主全員の同意が必要となります。

実際にこの種類株式を所有する株主に相続が発生した場合には、会社は定款で規定した計算式により算定した価格で相続人から自社株式を強制取得できます。売買価格の計算式は定款で決まっているためあらかじめ当事者で合意する必要はなく、また株主総会決議も不要です。

(2) 売渡請求制度の活用

定款に「株主に相続が発生した場合に会社が相続人に自社株式を売り渡すよう請求できる」と規定しておく方法です。この定款規定を設定するには、株主総会の特別決議が必要です。

この定款規定があると、実際に相続が発生した場合に会社は相続発生後1年以内であれば、相続人に対しその相続した自社株式を会社に売り渡すよう請求できます。この場合、請求を受けた相続人はこれに応じなければなりません。ただし、売買価格をいくらにするかについては会社と相続人の合意が必要となり、合意できない場合には裁判所に売買価格を決定してもらうことになります。

(坂田)

社会保険 算定基礎届

★ 社会保険 算定基礎届

提出期限：令和6年7月10日まで

毎年1回7月に行う「定時決定」とは

社会保険料の最初の決定は、社会保険の被保険者資格を取得した時に行われますが、その後、昇給などによって最初に決定された標準報酬月額から、実際の給与額が大きく離れてしまうことがあります。そこで、毎年7月に「定時決定」という手続きを行います。定時決定は算定基礎届という書類を提出し行います。



★ 定時決定の算定方法

定時決定では、7月1日現在の全被保険者（70歳以上の被用者含む）に、4月から6月に実際に支払われた報酬額をもとに報酬月額を算定します。

対象外

- (1) 6月1日から7月1日までの間に被保険者資格を取得した人。
- (2) 6月30日以前に退職した人。
- (3) 7月に随時改定の対象となる人。
- (4) 8月または、9月に随時改定が予定されている申出を行った人。

(河野)

リスマネ委員会 企業が重視するリスク：労働災害

近年、職場でのいじめやハラスメント、過労などを背景とした、病気・事故・精神疾患等の労災支給件数が増加しています。こうした労災事故が訴訟にも発展し、従業員に対する金銭面での補償、人材の流出、業界内での信用の低下など、企業も大きなダメージを受けます。

このようなリスクをカバーするために各保険会社より業務災害補償保険（労災上乗せ保険）が取り扱われています。

安心かつ安定した企業経営を行うためにも業務災害補償保険未加入の企業様は、今一度検討してみてもはいかがでしょうか。

業務災害補償保険の特長

- 労災保険支給は関係なく支払い
- 売上高により保険料を算出し、全額損金算入可能
- 契約は補償対象者無記名方式で名簿等の提出は不要で手続きが簡易

(さくらビジネス)

少し間が空きましたが、前回より固定資産の減損会計について解説しています。

今回は、固定資産の減損会計の4つのステップ「グループिंग」「兆候」「認識」「測定」のうち、最初のステップである「固定資産のグループिंग」について説明します。

複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出している場合（例えば営業所における土地、建物、備品など）には、資産をグループिंगして減損処理をします。この場合、資産のグループिंगは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行います。

しかし、様々な事業を営む企業における資産のグループिंगの方法を一義的に示すことは困難であることから、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む）を行う際の単位等を考慮してグループिंगの手法を定めることとなります。

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別した後、相互補完性の確認をします。

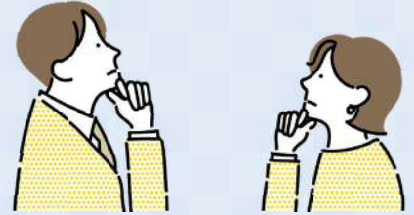
相互補完性とは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位同士の関連性のことです。

例えばAとBの2つの単位があって、Aを切り離す（その拠点を廃止する等）と、Bから生ずるキャッシュ・フローが減少する等、大きな影響がある場合、相互補完的であると判断します。

相互補完的と認められた単位同士は、同じ資産グループとされます。

管理会計上独立している単位でも、相互補完的と認められれば1つの資産グループにまとめられる点がポイントです。

（孝志 茜）



6月の社会保険労務

■ 7月1日

- 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
- 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 児童手当現況届
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※ 労働保険の年度更新（1日～7月10日土日祝を除く）

※ 男女雇用機会均等月間

※ 外国人労働者問題啓発月間

※ 男女共同参画週間（23日～29日）

6月の税務

■ 6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

■ 6月17日

2. 所得税の予定納税額の通知

■ 7月1日

3. 4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
4. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

6. 10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

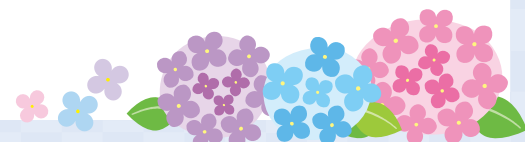
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞

9. 国外財産調査書・財産債務調査書の提出（令和5年分以降は6月30日）

- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）



撤去金属冠の売上は、歯科医院ならではの収入です。

歯科医院を対象とした税務調査では必ず調べられる項目の1つとなります。



金属資源の価格高騰に伴い、撤去金属冠売却の収入が増えています。

税務調査では、撤去金属冠の売却で得た収入を正しく収入として計上しているかが厳しくチェックされます。税務署では、金属冠の買い取り先の業者に対する調査も行っているため、取引先の歯科医院や歯医者様の情報も把握しています。撤去金属冠を売却して得た収入は、収入としてしっかり売上に計上するようにしましょう。収入の計上漏れは、加算税・延滞税というペナルティが課せられますので、気を付けたいところです。また、撤去冠金属を業者へ渡していても現金へ換金していない場合は期末時点での価値で貯蔵品として資産計上します。

(大下)

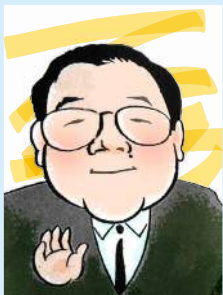
3月27日 インターンシップ in さくら税理士法人

当事務所では、毎年インターンシップの受入れをしております。
3月27日に大学3年生(女性)が研修生として勉強に来られました。
感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。
会社説明後に、仕訳入力作業やインデックスを体験させていただき、職員の方のお話もお伺いすることができて楽しい時間を過ごさせていただきました。
もともと税理士業界に興味があり、調べていくうちに貴事務所のホームページを拝見いたしました。ホームページを見て、実際に職場の雰囲気をもてみたいと思い、応募させていただきました。
柔らかな雰囲気の中でも、真剣に業務を遂行されている皆様に圧巻されました。本日は、お忙しい中ありがとうございました。



大学3年生(女性)



藤江駿吉先生ご逝去

藤江先生が亡くなりました。享年94歳。徳島医専を病気退学。徳島県の会計士の草分け、俳句の全国的大家として活躍。話口(はなしくち)は阿波弁丸出し。48年前から仕事上の指導を受け、数年前に公認会計士業務と税理士業務を引き継がせていただいた。「我こそは藤江先生の一番弟子である」と宣言する。思い出は尽きない。やさしさに包まれた48年であった。感謝しか思い浮かばない。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

発行